

# 町名地番変更に伴う手続きについて

## 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、役場・法務局などが住所の書き換えを行うものと、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

### 住所変更手続きが必要ないもの《役場など官公署が書き換えるもの》

公簿名	変更箇所	担当機関	説明
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録原票 固定資産名寄帳兼課税台帳	住所欄	役場	事業地区内にお住まいの方の住民票等は、役場において新しい住所に書き換えられます。
戸籍簿	本籍欄		
土地建物登記簿 （【表題部】のみ）	所在地番 家屋番号	法務局	新しい字名、地番、家屋番号を町が申請し、法務局にて変更します。ただし、所有権登記名義人などの住所は、本人の申請があるまで変わりません。

### 住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。みなさまのご都合に合わせて手続きをしてください。

各種変更手続きには、「町名地番変更通知書」が必要になる場合があります。配布された枚数が不足する場合は変更日以降、役場住民課にて無料で発行する「町名地番変更証明書」が通知書と同様に使用できます。

### ■ 住民課（窓口番号①）での手続きが必要となるもの

事項(なにを)	該当者(だれが)	提出書類(なにをもって)	期限(いつまで)
通知カード マイナンバーカード	各カードをお持ちの方	各カード 印鑑	随時、窓口にて 変更を行います。
住民基本台帳カード		各カード	
在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証明書	各証明書をお持ちの方	各証明書	

## ■ 保険医療課(窓口番号⑤)での手続きが必要となるもの

事項(なにを)	該当者(だれが)	提出書類 (なにをもって)	期限(いつまで)
<u>国民健康保険に関する証</u> ・ 被保険者証 ・ 高齢受給者証 ・ 限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証	各証をお持ちの方	各証 印鑑	随時、窓口にて変更を行います。  ※ 年金受給者の方は、住民票コードが登録されていれば、原則手続きは不要です。ただし、住所変更の抑止がかかっている方は、抑止解除と住所変更の手続きをしていただく必要があります。詳しくは中村年金事務所(052-453-7200)へお問い合わせください。
<u>医療費受給者に関する証</u> ・ 子ども医療費受給者証 ・ 障害者医療費受給者証 ・ 母子父子家庭医療費受給者証 ・ 後期高齢者福祉医療費受給者証	各受給者証をお持ちの方	各受給者証 健康保険証 印鑑	
年金手帳	国民年金加入中の方で手帳(オレンジ)をお持ちの方	手帳 印鑑	
<u>後期高齢者医療に関する証</u> ・ 被保険者証 ・ 限度額適用標準負担額減額認定証 ・ 特定疾病療養受療証	各証をお持ちの方	各証 印鑑	
身体障害者手帳	各手帳をお持ちの方	各手帳 印鑑	随時、窓口にて変更を行います。
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
自立支援医療受給者証(精神通院)	各受給者証をお持ちの方	各受給者証 印鑑	
精神障害者医療費受給者証			

## ■ 介護支援課(窓口番号⑥)での手続きが必要となるもの

事項(なにを)	該当者(だれが)	提出書類(なにをもって)	期限(いつまで)
<u>介護保険に関する証</u> ・ 被保険者証 ・ 負担限度額認定証 ・ 負担割合証	各証をお持ちの方	各証 印鑑	随時、窓口にて変更を行います。
シルバー優待証明カード	カードをお持ちの方	カード、印鑑 写真(縦4cm×横3cm)	

## ■ そのほかの機関での手続きが必要となるもの

事項(なにを)	提出先(どこに)	提出書類(なにをもって)	期限(いつまで)
土地・建物等の不動産の所有者の表示変更登記	名古屋法務局津島支局 0567(26)2423	町名地番変更証明書 登記申請書 ※詳しくは法務局にお尋ねください。	期限はありませんので必要なときに申請してください。
抵当権などの表示変更登記			
会社などの法人の本店、支店及び代表者の住所変更登記	名古屋法務局本局 052(952)8111 ※津島支局では相談のみとなります。 0567(26)2423	町名地番変更証明書 登記申請書 ※詳しくは法務局にお尋ねください。	2週間以内(支店所在地は3週間以内)に変更の手続きをしてください。 ※ 郵送での提出可
自動車運転免許証	愛知県運転免許試験場または警察署	町名地番変更証明書 免許証	できるだけすみやかに変更の手続きをしてください。
自動車車検証	中部運輸局 愛知運輸支局 050(5540)2046	町名地番変更証明書 車検証(※1)	
軽自動車車検証	軽自動車検査協会 052(659)2311	印鑑	
飲食店等営業許可証	営業許可の届出をされている保健所	町名地番変更証明書 営業許可証 印鑑	
入浴利用証(入浴助成事業)	社会福祉協議会 0567(96)2940	利用証、印鑑 写真(縦4cm×横3cm)	随時、窓口にて変更を行います。
年金手帳 ※ 厚生年金加入中の方	勤務先	町名地番変更証明書	

(※1)使用者と所有者が異なる場合は、所有者の委任状が必要